

報酬改定(障害福祉報酬)

介護職員等によるたんの吸引等の実施に伴う障害福祉サービス等の報酬の見直しについて

- 平成24年度から、一定の研修を受けた介護職員等が、医療関係者との連携の下、たんの吸引等を実施することが可能となることに伴い、以下の見直しを行う。
 - ・ 訪問系サービスにおける特定事業所加算の算定要件等の見直し
 - ・ 施設入所支援(障害者支援施設)、福祉型障害児入所施設、生活介護の加算の算定要件の見直し
 - ・ 日中活動系・居住系サービス等(*)の加算の評価の見直し
- (*) 短期入所(医療型短期入所を除く。)、共同生活介護(ケアホーム)、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助(グループホーム)、児童発達支援(主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。)及び放課後等デイサービス(主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。)

1 訪問系サービス

- 特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者及び たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上(重度訪問介護の場合)
- 特定事業所加算(I)の算定が困難である事業所については、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価。
 - 喀痰吸引等支援体制加算【新設】 100単位(利用者1人1日当たり)

2 施設入所支援(障害者支援施設)、福祉型障害児入所施設、生活介護

- 重度障害者支援加算(I)の算定要件における「特別な医療が必要であるとされる者」に準ずるものとして、腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者を追加する。(※ たんの吸引及び胃ろうによる経管栄養は「特別な医療」に含まれている)
 - 特別な医療が必要とされる者又は腸ろうによる経管栄養若しくは経鼻経管栄養が必要とされる者が利用者の合計の100分の20以上
- 重度障害児支援加算の算定要件について、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - 日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は たんの吸引等を必要とする者
- 人員配置体制加算(I)・(II)の算定要件について、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者) 又はたんの吸引等を必要とする者が利用者の合計の100分の60以上(I)・100分の50以上(II)

3 日中活動系・居住系サービス等

- 看護職員が事業所を訪問し、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定できることとし、また、登録特定行為事業者である事業所において介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価することとする。
 - 医療連携体制加算(Ⅲ)【新設】 500単位(看護職員1人1日当たり) ※ 看護職員が指導のみを行った場合
 - 医療連携体制加算(Ⅳ)【新設】 100単位(利用者1人1日当たり) ※ 介護職員等がたんの吸引等を実施した場合
 - ※ 医療連携体制加算(I)・(II) 250~500単位(利用者1人1日当たり) ※ 看護を行った場合